

溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者の皆様へ

「建築高力ボルト接合管理技術者」登録申請手続きのご案内

2017（平成29）年度特例措置

一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構では、「建築高力ボルト接合管理技術者」資格制度を1998（平成10）年度より実施しておりますが、本制度の実施にあたり、既に特定の資格を保有されている技術者について、本機構の執行委員会が実施する資格認定審査を受けることなく当該資格を取得することができる特例措置を設けております。

今般、2017（平成29）年度特例措置として、「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者資格保有者」を対象に、認定登録申請を開始いたしましたのでご案内いたします。

「建築高力ボルト接合管理技術者」資格は、「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合管理技術者」資格を保有しているだけでは取得することが出来ません。一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構に認定登録申請を行い（申請書の提出）、本機構の認定委員会で認定され、建築高力ボルト接合管理技術者として登録された後、「建築高力ボルト接合管理技術者認定登録証」の交付を受けることにより本技術者として認められ、本資格者として業務に従事することができます。

■ 特例を受けられる資格名称・資格認定団体・要件

資格の名称：溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者（技能者は対象となりません）

認定団体名：溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会

特例の要件：認定登録申請時点で上記資格の有効期限内であること。

■ 認定登録申請の受付・認定登録年月日・認定登録手数料等

認定登録申請受付期間：2017（平成29）年10月16日（月）～12月11日（月）（**必着**）

認定登録年月日：2018（平成30）年4月1日

認定登録手数料：5,400円（消費税込）

登録の有効期間：3年間（以降は3年毎に更新手続きが必要）

■ 認定登録申請書類の請求・配付方法（10月16日（月）より配布）

< 申請書類の請求方法 >

その1：【郵便でご請求の場合】※ 申請書返信用封筒を申請者様ご自身でご用意ください

140円切手を貼付した申請書返信用A4判封筒に、返送先の①郵便番号、②住所、④氏名を明記し、書類代金として「1名分につき切手500円分」を添えて、下記請求先までお送りください。

当協会に到着後、送っていただいた返信用封筒に申請書と認定料振込用紙を入れてお送りいたします。

その2：【本協会窓口で請求する場合】

申請書類代金1名分につき500円と引き換えに配付致します。

■ 認定登録申請書及び関連書類の請求先 および本件に関するお問合せ

一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構 事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目15-8 アミノ酸会館ビル 3階

TEL 03-3516-2153 FAX 03-3516-2152

※ 郵送いただく際は、『ボルト特例措置申請依頼』と記載してお送りください。